

印鑑登録の委任状

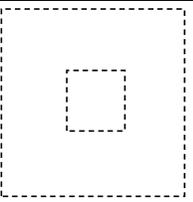
四日市市長 令和 年 月 日

アパート・マンション名まで記入

代理人	住所			
	氏名			
	生年月日	大正 昭和 西暦 平成 令和	年 月 日	

私は上の代理人に、次のことを委任します。

1. 印鑑登録を申請すること。
2. 印鑑登録証を受領すること。
3. 印鑑登録証の亡失届をすること。
4. 印鑑登録証の引き換えをすること。
5. その他 ()

委任者	アパート・マンション名まで記入		番地	号
	住所	四日市市	番	
	氏名	登録印鑑		
大正 昭和 西暦 平成 令和	年 月 日生			

- (注意)
- 太枠の中を全て委任者が記入し、押印してください。
 - 鉛筆や消えるボールペン等は使用しないでください。
 - 押印には、必ず登録する印鑑か登録してある印鑑を使ってください。
 - あてはまる番号に○をつけてください。
 1. と2. は別々に1通ずつ委任状が必要です。
 - 代理人の印鑑を持参してください。

R元.5

印鑑登録の委任状

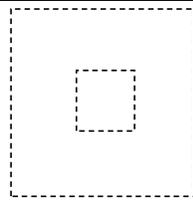
四日市市長 令和 年 月 日

アパート・マンション名まで記入

代理人	住所			
	氏名			
	生年月日	大正 昭和 西暦 平成 令和	年 月 日	

私は上の代理人に、次のことを委任します。

1. 印鑑登録を申請すること。
2. 印鑑登録証を受領すること。
3. 印鑑登録証の亡失届をすること。
4. 印鑑登録証の引き換えをすること。
5. その他 ()

委任者	アパート・マンション名まで記入		番地	号
	住所	四日市市	番	
	氏名	登録印鑑		
大正 昭和 西暦 平成 令和	年 月 日生			

- (注意)
- 太枠の中を全て委任者が記入し、押印してください。
 - 鉛筆や消えるボールペン等は使用しないでください。
 - 押印には、必ず登録する印鑑か登録してある印鑑を使ってください。
 - あてはまる番号に○をつけてください。
 1. と2. は別々に1通ずつ委任状が必要です。
 - 代理人の印鑑を持参してください。

R元.5

注 虚偽の申請などの不正行為は、法により罰せられます。

注 虚偽の申請などの不正行為は、法により罰せられます。

印鑑登録の手続きは厳正に行っています！

土地や車などの資産の売買には、印鑑登録証明書が必要です。
市民の財産を守るため、印鑑登録の手続きはとて厳正です。

印鑑登録の手続きについて（次の3つのケースごとに手続きは異なります。）

手続きのケース		1度目の手続き時に必要なもの	2度目の手続き時に必要なもの
本人が窓口へ来られるとき	運転免許証や住基カード等顔写真入りの官公署発行の本人確認書類がある場合	・印鑑登録申請書 ・顔写真入りの官公署発行の本人確認書類（割印や特殊加工のあるもの） ・登録する印鑑	
	顔写真入りの官公署発行の本人確認書類がない場合	・印鑑登録申請書 ・本人確認ができる書類（例 健康保険証・年金手帳など） ・登録する印鑑	・照会文書に同封された回答書（本人が記入し、登録する印鑑を押したもの） ・登録する印鑑 ・本人確認ができる書類（例 健康保険証・年金手帳など）
本人が窓口に来られないとき		・印鑑登録申請書 ・登録する印鑑 ・印鑑登録の委任状 ・代理人の印鑑 ・代理人の本人確認ができる書類（例 運転免許証など）	・印鑑登録の委任状 ・照会文書に同封された回答書（本人が記入し、登録する印鑑を押したもの） ・代理人の印鑑 ・代理人の本人確認ができる書類（例 運転免許証など）

手続きは、市民課・市民窓口サービスセンターまたはお近くの地区市民センター（中部地区市民センターを除く）で申請できます。

※市民窓口サービスセンターのみ土・日・休日（年末年始は除く）もご利用いただけますので、ぜひご利用ください。
（市民窓口サービスセンターでの登録手続きは午前10時～午後5時のお取り扱いとなります。）

登録印鑑について（詳しくは、市民課059-354-8152へお問い合わせください。）

登録できる印鑑

- ・1辺が8mm以上、25mm以内
- ・変形しやすかったり、減りやすい材質でないもの（ゴム印などは登録できません）
- ・住民票に記載されている氏名（氏もしくは名だけでもよい）を文字であらわしているもの



登録できない印鑑

- ・氏名以外の事項を表しているもの
- ・ゴム印、エポナイト印等変形しやすい材質のものおよび指輪に刻んだもの
- ・縁がないもの、または外枠が欠けているもの
- ・極端に図案化した文字で判読できないもの
- ・他の人が既に登録してあるもの
- ・白抜き文字のもの（逆彫り）
- ・その他、登録を受けようとする印鑑として適当でないもの



※量産されている既成印鑑は、同一のものが大量に出回っています。
そのため、印鑑の識別がとて難しく、登録印（実印）として適当ではありません。

印鑑登録の手続きは厳正に行っています！

土地や車などの資産の売買には、印鑑登録証明書が必要です。
市民の財産を守るため、印鑑登録の手続きはとて厳正です。

印鑑登録の手続きについて（次の3つのケースごとに手続きは異なります。）

手続きのケース		1度目の手続き時に必要なもの	2度目の手続き時に必要なもの
本人が窓口へ来られるとき	運転免許証や住基カード等顔写真入りの官公署発行の本人確認書類がある場合	・印鑑登録申請書 ・顔写真入りの官公署発行の本人確認書類（割印や特殊加工のあるもの） ・登録する印鑑	
	顔写真入りの官公署発行の本人確認書類がない場合	・印鑑登録申請書 ・本人確認ができる書類（例 健康保険証・年金手帳など） ・登録する印鑑	・照会文書に同封された回答書（本人が記入し、登録する印鑑を押したもの） ・登録する印鑑 ・本人確認ができる書類（例 健康保険証・年金手帳など）
本人が窓口に来られないとき		・印鑑登録申請書 ・登録する印鑑 ・印鑑登録の委任状 ・代理人の印鑑 ・代理人の本人確認ができる書類（例 運転免許証など）	・印鑑登録の委任状 ・照会文書に同封された回答書（本人が記入し、登録する印鑑を押したもの） ・代理人の印鑑 ・代理人の本人確認ができる書類（例 運転免許証など）

手続きは、市民課・市民窓口サービスセンターまたはお近くの地区市民センター（中部地区市民センターを除く）で申請できます。

※市民窓口サービスセンターのみ土・日・休日（年末年始は除く）もご利用いただけますので、ぜひご利用ください。
（市民窓口サービスセンターでの登録手続きは午前10時～午後5時のお取り扱いとなります。）

登録印鑑について（詳しくは、市民課059-354-8152へお問い合わせください。）

登録できる印鑑

- ・1辺が8mm以上、25mm以内
- ・変形しやすかったり、減りやすい材質でないもの（ゴム印などは登録できません）
- ・住民票に記載されている氏名（氏もしくは名だけでもよい）を文字であらわしているもの



登録できない印鑑

- ・氏名以外の事項を表しているもの
- ・ゴム印、エポナイト印等変形しやすい材質のものおよび指輪に刻んだもの
- ・縁がないもの、または外枠が欠けているもの
- ・極端に図案化した文字で判読できないもの
- ・他の人が既に登録してあるもの
- ・白抜き文字のもの（逆彫り）
- ・その他、登録を受けようとする印鑑として適当でないもの



※量産されている既成印鑑は、同一のものが大量に出回っています。
そのため、印鑑の識別がとて難しく、登録印（実印）として適当ではありません。